

南海トラフ地震から県民の命を守ることや、県外からの移住を促進することを目的として、「津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築」、「市街化調整区域の空き家の賃貸」について、高知県開発審査会へ付議し、審査会の議決を経たものは認められることになりました。

## 開発審査会へ付議するための目安

### 津波浸水予測区域からの転居に伴う住宅の建築

- ◆対象者
  - ・避難行動要支援者名簿登載者等
  - ・津波浸水予測区域内の本人又は同居する親族が所有する住宅に、津波浸水予測区域公表日(平成24年12月10日)以前から居住
  - ・津波浸水予測区域外に居住用の住宅や、津波浸水予測区域外に住宅の建築が可能な土地を所有していないこと
- ◆転居先の土地等
  - ・津波浸水予測区域外であること
  - ・津波浸水予測区域公表日以前から本人又は3親等内の親族が所有する土地(同一市町内の転居は購入した土地も可)
  - ・専用住宅に限る(ただし、転居元が業務用併用住宅の場合は、同種の業務併設は可)
  - ・敷地面積は500㎡以内であること
- ◆その他

### 市街化調整区域の空き家の賃貸

- ◆住宅の要件
  - ・合法性(都市計画法、建築基準法)
  - ・空家化の理由(建築主の死亡等、又は10年以上適正に使用)
  - ・耐震性(S56. 5. 31以前の住宅は耐震診断)
- ◆借主の要件
  - ・津波浸水予測区域からの転居
  - ・県外からの移住
- ◆市町の関与
  - ・空家バンクへの登録
  - ・借家希望者の要件チェック
- ◆賃貸後の用途
  - ・専用住宅(業務用の使用は認められません)
- ◆許可の流れは別紙のとおり

※上記は、あくまでも開発審査会へ付議するための目安であり、個別の案件ごとに資料などを基に判断することになります。詳細につきましては、県土木部都市計画課までお問い合わせください。

### 高知県開発審査会

- 組織  
都市計画法第78条第1項に基づいて設置され、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生、行政に関する学識経験者等7名の委員によって構成されています。
- 事務  
市街化調整区域における開発行為及び建築(建設)行為で開発審査会の議を経ることとされているものの審査などを行います。
- 開催時期  
原則、3月、6月、9月、12月の年4回開催されます。

※本規制緩和は、南国市、香美市、いの町の市街化調整区域が対象となります。(中核市である高知市は除かれます)

### 問い合わせ先

高知県土木部都市計画課(開発指導担当)  
〒780-8570  
高知市丸ノ内1-丁目2-20  
TEL088-823-9849、FAX088-823-9349